

～市内事業者の人材確保を支援します！～

令和4年度平川市求人情報発信支援補助金のお知らせ

市内事業所の人材確保の取組を支援するため、人材確保に要する経費の一部を助成します。

○補助対象者

市内に本社又は主たる事業所を置く事業者等。ただし、市内事業所の雇用確保を目的とする場合に限る。

○補助内容

下記事業に係る補助対象経費（消費税を除く）の1/2以内の額を補助します。ただし、補助金額は20万円以内とします。

○補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費	
	経費区分	内訳
1 就職情報サイトによる求人情報発信事業	1. 掲載料	就職情報サイト等を利用するために要する経費（同一の就職情報サイト等を複数年利用する場合は、利用開始年度に係る分のみ対象。）
2 就職イベント参加事業	1. 出展料	就職イベント、合同説明会等に参加・出展するために要する経費
	2. 展示装飾費	小間を飾り付けるための経費
	3. 搬送費	資料・展示品等の搬送経費
	4. 交通費	(1) 公共交通機関を利用した際の経費 (2) 高速道路等を利用した際の経費 (交通費は2人分までを限度とする。)
	5. 宿泊費	(1) 宿泊に要した経費又は1人1泊1万円のいずれか低い額。 (2) 出展日の前後日を含めた泊数により算定した額を限度とする。 (3) 食事代は対象外とする。ただし、宿泊費に食事代が含まれている場合は対象とする。 (宿泊費は2人分までを限度とする。)
3 企業紹介パンフレット等作成事業	1. 資料製作費	求人情報発信を目的とした、会社紹介用のパンフレット等を作成するために要する経費

4 求人広告掲載事業	1. 広告宣伝費	求人広告等に係る経費（無期雇用に限る。）
5 企業ホームページ整備事業	1. 委託費	運用中の企業ホームページ等に、求人情報発信に係るページを追加又は改修するために要する経費（追加又は改修は当初実施の1回分のみ対象。プロバイダー料や保守管理等のホームページ全体の運営費は対象外。）

ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業外となります。

1. 平川市求人情報発信支援補助金の交付申請以前に着手している事業。ただし、やむを得ないと認める事情がある場合はこの限りではありません。
2. 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業。
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に定める事業。
4. 公序良俗に反する事業。
5. 国、県、市その他の団体が実施する補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある事業。
6. その他市長が不相当であると認める事業。

○申請方法

下記ホームページから申請書等をダウンロードの上、必要書類を添えて商工観光課へ提出してください。

※詳細について、下記ホームページから「平川市求人情報発信支援補助金交付要綱」をご確認の上お申し込みください。

<https://www.city.hirakawa.lg.jp>

○募集締切

令和5年2月28日（火）

○補助金交付に係る事務手続き

- ① 交付申請書を市へ提出
- ② 市が申請内容を審査し、適正と認められる場合、補助金交付決定通知を送付
- ③ 事業の実施（令和5年3月末まで）
- ④ 事業終了後、実績報告書を市へ提出
- ⑤ 市が報告内容を審査し、適正と認められる場合、補助金を交付

※ご不明な点がございましたら、下記までお尋ねください。

◀商工観光課 商工振興係 TEL0172-44-1111（内線 2182）▶